

特定非営利活動法人WHAD定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人WHADという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民(特に夢の実現や新たな挑戦を目指す子どもから社会人)に対して、自らのアイデアや情熱を社会へ発信する大規模なプレゼンテーション大会の開催に関する事業を行い、参加者への実践的な支援と、次世代のロールモデルが育つ活力に満ちた社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① プレゼンテーション大会の企画・開催事業
 - ② その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上11人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 平林 景

副理事長	矢野 雷太
同	手塚 麻里
理事	田中 利津子
同	大野 裕貴
同	関谷 貴昭
同	高鳥 竜平
同	高橋 堅太
同	峯松 信乃
同	浦野 敦正
同	山根 寿豊
監事	吉村 健

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 正会員入会金 | 0円 |
| 正会員会費 | 0円 |
| (2) 賛助会員入会金 | 0円 |
| 賛助会員会費 | 0円 |

役員名簿

特定非営利活動法人WHAD

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事	ひらばやし けい 平林 景		無
理 事	やの らいた 矢野 雷太		無
理 事	てづか まり 手塚 麻里		無
理 事	たなか りつこ 田中 利津子		無
理 事	おおの ひろたか 大野 裕貴		無
理 事	せきや たかあき 関谷 貴昭		無
理 事	たかとり りゅうへい 高鳥 竜平		無
理 事	たかはし けんた 高橋 堅太		無
理 事	みねまつ しんの 峯松 信乃		無
理 事	うらの あつまさ 浦野 敦正		無

理 事	やまね かずとよ 山根 寿豊		無
監 事	よしむら けん 吉村 健		無

設 立 趣 旨 書

特 定 非 営 利 活 動 法 人 W H A D
設 立 代 表 者 平 林 景

1 趣 旨

現代の日本社会においては、日々の生活や業務に追われ、大人が自らの「夢」を堂々と語り、その実現に向けて社会へ発信できる場が決定的に不足しています。例えば、世界に目を向けると、価値あるアイデアを広く発信する世界的な講演会である「TED」のように多様なアイデアや情熱を共有し、人々の心を動かして社会に大きな影響を与えるプレゼンテーションの舞台が定着していますが、日本には未だそのような文化や大規模なプラットフォームが根付いていません。大人が夢を語り、叶えるためのステージがないことは、社会全体の活力の低下や、次世代を担う子どもたちのロールモデルの不在といった大きな課題に繋がっています。

現在、私たちは別法人の株式会社を通じて「スピーカー育成講座」を展開し、自らの思いやアイデアを言語化し、社会に届ける表現力を磨くための支援を行っています。すでに第1期生に向けて3回の講座を完了するなど、着実に登壇者の育成を進めてまいりました。しかし、この取り組みを真の社会課題解決へと繋げる「最高のアウトプットの舞台（プレゼンテーション大会）」を創出するにあたり、営利企業（個人のスキル育成）と、NPO 法人（社会への発信・公益活動）の役割を明確に分担することが不可欠であると痛感いたしました。

この大会を別法人（営利企業）の主催で行ってしまうと、単なる自社の生徒の発表会や宣伝イベントと見なされかねず、公共の施設（安田講堂など）での開催や、社会的なイベントとして広く一般から参加者を募ることが困難になります。そのため、広く一般市民や子どもたちに勇気を与える「社会教育」を目的とした公益の受け皿として、新たにNPO 法人を設立いたします。当法人が主催する大会は、別法人の受講生に限定するものではありません。広く一般に公募し、独自の選考を通過した方（子どもたちや、他の団体で活動している方など）にも広く平等に開かれた完全にオープンな舞台とし、特定の企業の顧客だけを優遇することは一切ありません。

また、別法人と NPO 法人は、資金や会計を完全に分離して厳格に運営いたします。当法人で集めた協賛金やチケット収益が、別法人の利益として還元されることは一切ありません。収益はすべて、翌年の大会運営費や子どもたちの招待枠拡大など、NPO の目的達成のためだけに再投資されます。別法人は、あくまで当法人の理念に賛同する「支援者（一協賛企業）」という立ち位置にとどまります。

このように、特定の企業の利益に偏らない公平な立場で透明性の高い運営を行う公益的な法人組織となることで、自治体等の行政機関や教育機関、他団体との連携が可能となります。さらに当法人では、この大会運営が純粋な社会貢献であることを明確にするため、法人の運営を担う全役員が一切の役員報酬を受け取らず、完全なチャリティ精神に基づく組織運営を行うことを固く決意しております。将来的には、私たちが提供するプラットフォームから社会や世界から注目を集めるトップレベルのプレゼンターを多数輩出するとともに、第3回目の大会においては日本にとどまらず世界的な名所を舞台にした開催を目標としています。日本発のアイデアや情熱が世界を変えるきっかけとなるような、夢と希望に溢れる社会の実現に広く貢献してまいります。

2 申請に至るまでの経過

令和4年9月 パリ日本文化会館にて車椅子モデルのみのファッションショーを開催(別団体)
令和7年6月 大阪万博にて世界最大級のおむつファッションショーを開催
令和8年1月 別法人にて第1期生向け「スピーカー育成講座」第1回を開催
令和8年2月 同講座 第2回を開催
令和8年3月 同講座 第3回を開催
令和8年4月 会員間で法人化の意思確認
令和8年5月 設立総会開催

初年度事業計画書

成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人WHAD

I 事業の実施方針

当法人は、日本において「大人が自らの夢やアイデアを社会へ発信する場」を広く提供し、次世代を担う子どもたちのロールモデルとなるような活力ある社会の形成を目指すことを活動の基本方針とします。設立当初の事業年度においては、翌事業年度(2027年6月頃)に開催予定である「大規模プレゼンテーション大会(於：東京大学安田講堂)」を成功させるための準備期間と位置づけ、強固な運営基盤の構築に注力します。具体的には、大会の企画立案、広く一般市民への広報活動、協賛企業・支援者の募集を通じた資金調達、および当日の舞台に立つ登壇者の選考等を重点的に行い、本活動の社会的意義の啓発と賛同者の拡大を図ります。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) プレゼンテーション大会の企画・開催事業

【内 容】 2027年6月開催予定の大規模プレゼンテーション大会(於：東京大学安田講堂)に向けた基盤構築。具体的には、企画立案、広報活動、協賛企業の募集、および登壇者の選考等を行う。(※本大会の開催は翌事業年度とする)

【実施場所】 主たる事務所(またはオンライン等)

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 一般市民および大会準備に関わる関係者

【収 益】 0千円

【費 用】 320千円

(内訳)

消耗品費：10,000円/月×5ヶ月=50,000円

印刷費：50,000円/年×1年=50,000円

通信費：10,000円/月×5ヶ月=50,000円

会議費：10,000円/回×5回=50,000円

旅費交通費：30,000円/名×4名=120,000円

翌年度事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人WHAD

I 事業の実施方針

初年度に構築した運営基盤と拡大したネットワークを最大限に活用し、日本に「大人が夢を叶える場」を広く定着させるための本格的な事業展開を図ります。本年度は、当法人の象徴的な事業として、2027年6月頃に東京大学安田講堂において大規模な「プレゼンテーション大会」を開催いたします。事前選考を通過した登壇者が、夢の実現を目指す子どもから社会人までの一般市民約1,200名の観客に向けてスピーチを行う最高のアウトプットの舞台を創出します。この大会を通じて、登壇者と観客の双方にインスピレーションを与え、社会全体に挑戦する勇気と希望を生み出す公益的なプラットフォームとしての確立を目指します。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) プレゼンテーション大会の企画・開催事業

【内 容】 大規模プレゼンテーション大会の企画・開催（選出された登壇者によるスピーチ、審査、表彰など）

【実施場所】 東京大学安田講堂

【実施日時】 6月頃（年1回）

【事業の対象者】 ・登壇者：10～15名程度
・観客（夢の実現を目指す子どもから社会人までの一般市民）：約1,200名
（合計：約1,215名）

【収 益】 3,000千円
（内訳）

大会入場料（一般）：3,000円/名×500名＝1,500,000円

大会入場料（学生・子ども）：1,000円/名×500名＝500,000円

企業協賛金：100,000円/社×10社＝1,000,000円

（※1,000名が有料観客、200名が協賛企業・関係者の招待枠という想定）

【費 用】 5,600千円
（内訳）

給与手当：110,000円/月×12ヶ月＝1,320,000円

法定福利費：15,000円/月×12ヶ月＝180,000円

審査員等謝金：60,000円/名×5名＝300,000円

消耗品費：20,000円/月×12ヶ月＝240,000円

印刷費：460,000円/大会×1大会＝460,000円

通信費：25,000円/月×12ヶ月＝300,000円

保険料：100,000円/年×1年＝100,000円

会場費：1,500,000円/回×1回＝1,500,000円

会議費：10,000円/回×10回＝100,000円

業務委託費：800,000円/大会×1大会＝800,000円

（音響・照明等専門業者への委託）

旅費交通費：30,000円/名×10名＝300,000円

初年度活動予算書

特定非営利活動法人WHAD
(単位：円)

成立の日から2027年3月31日まで

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	5,000,000	5,000,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
プレゼンテーション大会の企画・開催事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			5,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	50,000		
印刷費	50,000		
通信費	50,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	120,000		
その他経費計	320,000		
事業費計		320,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	10,000		
印刷費	10,000		
通信費	25,000		
光熱水費	25,000		
会議費	15,000		
租税公課	30,000		
支払手数料	10,000		
旅費交通費	10,000		
その他経費計	135,000		
管理費計		135,000	
経常費用計			455,000
当期正味財産増減額			4,545,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			4,545,000

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人WHAD
(単位：円)

2027年4月1日から2028年3月31日まで

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
プレゼンテーション大会の企画・開催事業収益	3,000,000	3,000,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			3,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,320,000		
法定福利費	180,000		
人件費計	1,500,000		
(2) その他経費			
審査員等謝金	300,000		
消耗品費	240,000		
印刷費	460,000		
通信費	300,000		
保険料	100,000		
会場費	1,500,000		
会議費	100,000		
業務委託費	800,000		
旅費交通費	300,000		
その他経費計	4,100,000		
事業費計		5,600,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	780,000		
法定福利費	20,000		
人件費計	800,000		
(2) その他経費			
消耗品費	120,000		
印刷費	20,000		
通信費	60,000		
光熱水費	60,000		
会議費	50,000		
租税公課	70,000		
支払手数料	120,000		
旅費交通費	100,000		
その他経費計	600,000		
管理費計		1,400,000	
経常費用計			7,000,000
当期正味財産増減額			△4,000,000
前期繰越正味財産額			4,545,000
次期繰越正味財産額			545,000